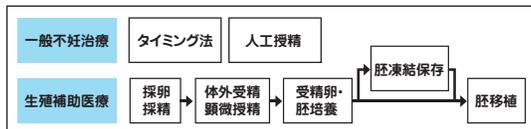


令和4年4月から 不妊治療が保険適用されます!

●関係学会のガイドラインなどで有効性・安全性が確認された以下の治療については、保険適用されます。



●生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション治療」についても、保険適用されるもの、先進医療として保険と併用できるものがあります。

●保険診療でも年齢や回数に制限があります。
年齢制限:治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること

〈回数制限〉

40歳未満 通算6回まで(1子ごとに)
40歳以上43歳未満 通算3回まで(1子ごとに)
※その他詳しい内容は厚生労働省ホームページをご確認ください。



不育症検査費用助成について

不育症検査に要する費用の一部を助成します。
詳しくは子育て支援課ホームページでご確認をお願いします。



〈対象検査〉

・先進医療として告示されている不育症検査を承認されている医療機関で実施したもの

※令和4年5月時点で、助成対象となる不育症検査はありません。
今後、対象となる検査ができましたらホームページにてお知らせします。

〈助成対象者〉

・2回以上の流産、死産の既往がある方
・高知県内(高知市を除く)に住所を有する方

〈助成金額〉

・1回の検査につき、上限5万円

※高知市に住民票のある方は、高知市にお問い合わせください。



高知県不妊専門相談センター

「ここから相談室」

(高知医療センター内)

不妊に関する相談や不妊による身体や心の悩みなどについて、専門相談員が相談に対応します。
高知県が設置した相談室ですので、相談は無料です。

電話相談 毎週水曜日
毎月第3土曜日 9時～12時

面接相談 毎月第1水曜日
13時～16時20分(予約制)

※祝日、年末年始は除きます。
※面接相談の予約申し込みは、毎週水曜日、毎月第3土曜日の9時～12時に相談専用ダイヤルまたは下記の面接予約受付専用アドレスで受け付けます。

予約受付専用アドレス

kokokara@khsc.or.jp

ひとりで抱え込まないで
気軽に相談してください

「男性不妊専門相談」

泌尿器科医師による相談(年3回程度)

※詳しくは相談専用ダイヤルへお問い合わせください。

相談専用電話(予約兼用)

Tel.088-837-3704

(混雑時は、つながりにくい場合があります。)



一般不妊治療費 助成について

一般不妊治療費の助成を行っている市町村があります。
お住まいの市町村のホームページまたは電話にて確認をお願いします。



不妊に悩む方への/ 特定不妊治療費 助成制度

特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要した費用の一部を助成します。



高知県子ども・福祉政策部子育て支援課

令和4年3月31日以前に治療を開始した方

不妊に悩む方への特定治療支援事業 (不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)

[事業の目的]

特定不妊治療を令和3年度以前に開始した方が、年度をまたがって令和4年度に治療を終了する場合にかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減します。

[対象者の条件]

- ① 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないが、又はきわめて見込みが少ないと医師に診断された方
- ② 法律上の婚姻をされている夫婦、事実婚関係にある方
(治療開始時に法律上の夫婦、事実婚関係にあること)
- ③ 夫又は妻のいずれか一方が高知県内に住民票があること

[対象となる治療]

- 指定医療機関で実施した特定不妊治療(体外受精、顕微授精)
- 治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了したもの(保険診療の対象外となった分)
(※治療Cについては、移植準備のための薬品投与の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行なった体外受精又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植である場合には対象とする。)

● 指定医療機関

レディスクリニックコスモス
高知医療センター
高知大学医学部附属病院

※県内に居住している方が県外の指定医療機関で治療を受けた場合も対象となります。ただし、その医療機関が所在する都道府県等の指定を受けているものに限り、各医療機関、都道府県等でご確認ください。

[助成回数] 1回

※なお、これまで助成を受けた回数が、不妊に悩む方への特定治療支援事業に規定された回数(1子ごと6回)を超えている場合は、助成対象外とする。

[金額の上限] 30万円

- ※治療C・Fは15万円(高知市は12万5千円)
- ※男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を行った場合は、上限30万円を上乗せ(治療Cは除く)

[申請の方法]

申請書類を高知市に住民票のある方は高知市母子保健課、高知市以外に住民票のある方は高知県の各福祉保健所(別表2)へ提出してください。
※申請様式は各ホームページからダウンロードできます。



高知市 高知市以外

※特定不妊治療支援事業とは様式が異なりますので、ご注意ください。

[申請の期限]

令和5年3月31日までとします。
治療終了後、早めに申請してください。

※3月に終了した治療で、3月末の申請期限に間に合わない場合は、高知市母子保健課及び高知県の各福祉保健所へ必ず3月中にご連絡ください。



令和4年4月1日以降に治療を開始した方

特定不妊治療支援事業

[事業の目的]

高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精並びにこれに付随する検査等に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減します。

[対象者の条件]

不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)と同様。

[対象となる治療]

保険医療機関において実施した特定不妊治療(体外受精、顕微授精)であり、治療期間の初日が令和4年4月1日以降であるもの。「(混合診療)」、「先進医療等の保険外併用療養費の対象」となる特定不妊治療は除く。 ※途中で治療を中断した場合も対象となりますが、採卵に至らないケースについては対象外となります。

申請書類(別表1)

★不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)とは様式が異なりますのでご注意ください。

申請先	申請場所	各年度における申請回数	申請書類					
			特定不妊治療費助成事業申請書	特定不妊治療医療機関受診等証明書	領収書・明細書	注1) 戸籍謄本	住民票	○事実婚関係の場合注2) 事実婚関係に関する申立書
高知県 高知市以外に住民票がある方	各福祉保健所(別表2)	1回目	○	○	○	△	○	○
		2回目以降	○	○	○	×(※) ○(事実婚関係)	×(※) ○(事実婚関係)	○
高知市 高知市に住民票がある方	高知市母子保健課	※高知県と高知市では様式が異なります。※高知市母子保健課のホームページをご確認ください。						

注1) 戸籍謄本について:初回(1回目)の申請時は必ず添付してください。また、助成回数をリセットする際や転入してこられた後の1回目の申請の際にも提出が必要です。
注2) (※)について:申請書類の中で不要(×)となっているものでも、住民票で夫婦であることが確認できない場合など申請者の状況により必要な場合がありますので、あらかじめ申請先にお問い合わせください。

★申請書類は、医療機関・高知市母子保健課・高知県の各福祉保健所・県庁子育て支援課にあります。また、ホームページからダウンロードできます。
高知市 (<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/148/huninninayamutokuteitiryousien.html>)
高知市以外 (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060501/2017041400193.html>)

特定不妊治療費助成制度に関する問い合わせ先(別表2)

名称	所在地	電話番号	担当地域	
高知市母子保健課	〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-45	088-855-7795	高知市	
県福祉保健所	安芸福祉保健所	〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3175 (代表) 0887-34-3177 (直通)	安芸市・室戸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村
	中央東福祉保健所	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-3171 (代表) 0887-53-3172 (直通)	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村
	中央西福祉保健所	〒789-1201 高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-1240 (代表) 0889-22-1249 (直通)	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越前町・日高村
	須崎福祉保健所	〒785-8585 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-1875 (代表・直通)	須崎市・椿原町・津野町・中土佐町・四方十町
	幡多福祉保健所	〒787-0028 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎	0880-35-5979 (代表) 0880-34-5120 (直通)	宿毛市・土佐清水市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町
高知県子育て支援課	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9659	—	



※高知市は43歳以上の場合のみ助成。治療C・Fは12万5千円。 ※高知市の助成は令和4年度で終了予定。

[申請の方法]

申請書類(別表1)を高知市に住民票のある方は高知市母子保健課、高知市以外に住民票のある方は高知県の各福祉保健所(別表2)へ提出してください。

[申請の期限]

令和5年3月31日までとします。
治療終了後、早めに申請してください。

[支給の方法]

申請書に記載された申請者名義の口座に振り込みます。
※市町村によっては、上乗せ助成を行っている場合がありますので、お住まいの市町村ホームページをご確認ください。